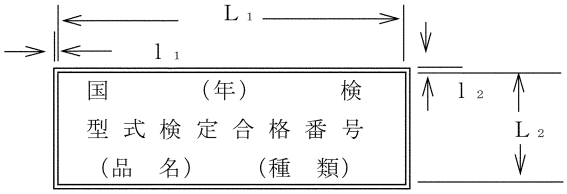
様式第十一号(3)を次のように改める。

様式第11号（３）（甲）（第14条関係）

（労働衛生保護具用型式検定合格標章（防じんマスク及び防毒マスクの面体用並びに防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の面体等用）



備考

１　この型式検定合格標章は、次に示す寸法によること。

Ｌ１　16ミリメートル以上

Ｌ２　10ミリメートル以上

ｌ１及びｌ２　0.1ミリメートル以上１ミリメートル以下

２　この型式検定合格標章は、次に定めるところにより表示すること。

（１）吸気補助具付き防じんマスク

金属その他耐久性のある材質のものに、地色を黄色又は淡黄色で、字及び縁を黒色で、明瞭に表示し、吸気補助具付き防じんマスクの面体に付すものとすること。

（２）吸気補助具付き防じんマスク以外の防じんマスク、防毒マスク、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

金属その他耐久性のある材質のものに、地色を黒色で、字及び縁を白色又は銀色で、明瞭に表示し、吸気補助具付き防じんマスク以外の防じんマスク又は防毒マスクにあつては面体に、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具にあつては面体、フード又はフェイスシールドに付すものとすること。ただし、使い捨て式の防じんマスクにあつては、この型式検定合格標章と同一の形式で直接面体に明瞭な表示をすることにより貼付に代えることができる。

３　「国（年）検」の欄中（年）は、型式検定に合格した年（有効期間が更新されたときにあつては、当該更新に係る更新検定に合格した年）を、（’23）又は（令５）のように表示すること。

４　「品名及び種類」は、次によること。

（１）　防じんマスク

品名は、ＤＲと表示し、種類は、取替え式のもののうち、吸気補助具付き防じんマスクで隔離式のものにあつては「隔　補」、吸気補助具付き防じんマスクで直結式のものにあつては「直　補」、吸気補助具付き防じんマスク以外のもので隔離式のものにあつては「隔」、吸気補助具付き防じんマスク以外のもので直結式のものにあつては「直」、使い捨て式のものにあつては「捨」、また、その性能により、ＲＳ１、ＲＳ２、ＲＳ３、ＲＬ１、ＲＬ２、ＲＬ３、ＤＳ１、ＤＳ２、ＤＳ３、ＤＬ１、ＤＬ２又はＤＬ３と表示すること。

（２）　防毒マスク

品名は、ＧＭと表示し、種類は、隔離式にあつては「隔」、直結式にあつては「直」、直結式小型にあつては「直小」と、防じん機能を有する防毒マスクにあつては、その性能によりＳ１、Ｓ２、Ｓ３、Ｌ１、Ｌ２又はＬ３と表示すること。

（３）　防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

品名は、ＰＲと表示し、種類は、通常風量形にあつては「通」、大風量形にあつては「大」、また、漏れ率に係る性能により、Ｓ、Ａ又はＢと表示すること。

（４）　防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

品名は、ＧＰと表示し、種類は、通常風量形にあつては「通」、大風量形にあつては「大」と表示すること。